



佐賀県公報

平成18年
3月22日
(水曜日)
第12732号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告示

○青少年に有害な図書等の指定	(二八六・こども課)	一
○生活保護法に基づく指定居宅介護機関の廃止	(二八七・地域福祉課)	二
○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(二八八・	三
○生活保護法に基づく指定居宅介護支援事業機関の廃止	(二八九・	四
○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	(二九〇・	四
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更	(二九一・	五
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(二九二・障害福祉課)	五
◎佐賀県建設工事請負契約約款の一部改正	(二九三・建設・技術課)	六
○字の区域の変更	(二九四・市町村課)	六
公 告		
○都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催	(まちづくり推進課)	六
○換地処分	(農地整備課)	八
○	"	八
○	"	八
○	"	八
○	"	八
○	"	八
○県営波戸地区土地改良事業の工事完了	(八
選挙管理委員会事項		
○選挙管理委員会の招集	(告示・六)	九

○ 告 示

○衆議院小選挙区選出議員選挙選挙における候補者の選挙運動に関する收支報告書の要旨の訂正

(公 告) 九

◎佐賀県告示第百八十六号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。
平成十八年三月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-306	COMIC ペンギンクラブ Vol.236 4月号	辰巳出版(株)	17999-4	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	17-307	ナマイキッ! 4月号	(株)竹書房	06909-4	
〃	17-308	漫画 ばんがいち 4月号	(株)コアマガジン	18295-04	
〃	17-309	COMIC 快樂天 4月号	(株)ワニマガジン社	13877-4	
〃	17-310	別冊 漫画ユートピア 蜜の誘惑 漫画ユートピア4月号増刊	(株)笠倉出版社	08938-04 ㊦-4/21	
〃	17-311	人妻 本当にあったHな話 Vol.9 別冊 本当にあったHな話4月1日号増刊	(株)ぶんか社	18136-4 ㊦-4/28	
〃	17-312	ガチンコ No.32 4月号	若生出版(株)	12811-04	
〃	17-313	カルビPOWER 4月号	若生出版(株)	02591-04	
〃	17-314	本気ヤバッ!別冊ZUBA! Vol.18 ZUBA! 4月号増刊	インフォレスト(株)	15530-04 ㊦4.16	
〃	17-315	ZUBA!【ズバッ!】 4月号	インフォレスト(株)	15529-4	
〃	17-316	@BUNTA あつと・ぶんた! 4月号	(株)コアマガジン	11537-04	

●佐賀県告示第百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護機関から廃止の届出があった。

平成十八年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成十七年十二月三十一日
- (二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人七山村社会福祉協議会
所在地 東松浦郡七山村大字滝川千二百五十四番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 七山社協ホームヘルプサービス
所在地 東松浦郡七山村大字滝川千三十六番地一
サービスの種類 訪問介護
- 二 (一) 廃止年月日 平成十七年十二月三十一日
- (二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人七山村社会福祉協議会
所在地 東松浦郡七山村大字滝川千二百五十四番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 七山社協デイサービスセンター
所在地 東松浦郡七山村大字滝川千三十六番地一
サービスの種類 通所介護
- 三 (一) 廃止年月日 平成十八年一月十七日
- (二) 届出者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社やすみせ薬局
所在地 伊万里市山代町立岩四百十二番地四
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社やすみせ薬局
所在地 伊万里市山代町立岩四百十二番地四
サービスの種類 居宅療養管理指導

●佐賀県告示第百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年二月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社クオーレ
所在地 三養基郡基山町大字小倉四百七十五番地三
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 グループホームクオーレ基山
所在地 三養基郡基山町大字宮浦字塚原八百八十五番地六
サービスの種類 認知症対応型共同生活介護
- 二 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社ほほえみ
所在地 武雄市朝日町大字甘久二千八百三十三番地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 訪問介護サービスほほえみ
所在地 武雄市朝日町大字甘久二千八百三十三番地
サービスの種類 訪問介護
- 三 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日

- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人ふれあい
所在地 武雄市武雄町大字富岡一万八番地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 特定非営利活動法人ふれあい
所在地 武雄市武雄町大字富岡一万八番地
サービスの種類 通所介護
- 四 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護七山事業所
所在地 唐津市七山滝川千三十六番地一
サービスの種類 訪問介護
- 五 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 唐津市社会福祉協議会通所介護七山事業所
所在地 唐津市七山滝川千三十六番地一
サービスの種類 通所介護
- 六 (一) 指定年月日 平成十八年三月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人洞庵の園
所在地 鳥栖市山浦町二千九百七十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームどうあん

所在地 鳥栖市山浦町二千九百七十五番地五

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

七 (一) 指定年月日 平成十八年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人花心会

所在地 伊万里市大坪町乙千五百七十九番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ヘルパーステーショングランパライマ

所在地 伊万里市大坪町乙千五百七十九番地二

サービスの種類 訪問介護

八 (一) 指定年月日 平成十八年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人花心会

所在地 伊万里市大坪町乙千五百七十九番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスエスペランス

所在地 伊万里市大坪町乙千五百七十九番地二

サービスの種類 通所介護

九 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社MIDORI

所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルプサービス緑の家

所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

サービスの種類 訪問介護

十 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社MIDORI

所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 福祉用具貸与事業所緑の家

所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

サービスの種類 福祉用具貸与

●佐賀県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業機関から廃止の届出があった。

平成十八年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成十七年十二月三十一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人七山村社会福祉協議会

所在地 東松浦郡七山村大字滝川千二百五十四番地

三 事業所の名称及び所在地

名称 七山社協居宅介護支援センター

所在地 東松浦郡七山村大字滝川千三十六番地一

●佐賀県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機

関を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ほほえみ

所在地 武雄市朝日町大字甘久二千八百三十三番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援サービスほほえみ

所在地 武雄市朝日町大字甘久二千八百三十三番地

二 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 唐津市社会福祉協議会居宅介護支援七山事業所

所在地 唐津市七山滝川千三十六番地一

三 (一) 指定年月日 平成十八年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人花心会

所在地 伊万里市大坪町乙千五百七十九番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアプランセンターグランパランいまり

所在地 伊万里市大坪町乙千五百七十九番地二

四 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社MIDORI

所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアプランサービス緑の家

所在地 佐賀市八戸二丁目一番二十七号

五 (一) 指定年月日 平成十八年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 合資会社介護、福祉の相談所つどい

所在地 佐賀市高木瀬東一丁目二番二十号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所つどい

所在地 佐賀市高木瀬東一丁目二番二十号

◎佐賀県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十八年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

居宅サービス事業

名称	所在地	変更年月日
新 つくしんぼの訪問介護唐津	唐津市和多田大土井二番三五号	平成一七・一一・一
旧 介護サービス九州つくしんぼ	唐津市城内一六番一号	

◎佐賀県告示第百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規

定する医師を次のとおり指定した。

平成十八年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

指定医師名	診療科目	診療場所	指定年月日
竹中 理	内科	鳥栖市西新町一四二三番地 松岡病院	平成一八・二・一四
竹下 吉明	"	嬉野市嬉野町大字下宿乙一九一九番地 嬉野温泉病院	"
吉田 和代	循環器科	佐賀市鍋島五丁目一番一号 佐賀大学医学部附属病院	"
平田 祐造	外科	西松浦郡西有田町大木乙二四八五番地 三 西有田共立病院	"
高妻 一郎	内科	三養基郡基山町大字小倉五〇三番地 高尾病院	"

●佐賀県告示第九十三号

佐賀県建設工事請負契約約款(平成九年佐賀県告示第二十五号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

第46条の2第1項(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことに伴い、公正取引委員会が、乙に対し同法第49条第1項の排除措置命令又は同法第50条第1項の納付命令を行った場合で、当該命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第66条第1

項又は第2項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき。

●佐賀県告示第九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、伊万里市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

右の処分は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証のあった日からその効力を生ずる。

平成十八年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大川町立川字竹野	大川町立川字長田一二五五 ^イ 及び一二五五 ^ヤ
大川町立川字丸野	大川町立川字長田一二八八 ^ニ
大川町立川字城野	大川町立川字坂口一五〇二 ^ニ から一五〇二 ^三 まで
大川町立川字平河	大川町立川字立河一七二二 ^五 一七五六 ^四 及び一七五六 ^五
	大川町立川字札ノ元一九〇二 ^一 の一部一九〇八 ^二 及び一九一〇 ^二

○公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則(昭和45年佐賀県規則第37号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成18年3月22日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開催の日時及び場所

<p>日時 平成18年4月16日(日) 午後2時から</p> <p>場所 佐賀郡東与賀町大字田中425番地 東与賀町農村環境改善センター</p> <p>2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画案 佐賀都市計画の変更 川副都市計画の決定</p> <p>3 都市計画案の概要</p> <p>(1) 変更</p> <p>ア 変更の対象とする都市施設 佐賀都市計画における道路</p> <p>イ 変更の対象とする道路</p> <p>(ウ) 1・4・1号西寺井三重線</p> <p>(イ) 1・4・2号下古賀嘉瀬町線</p> <p>ウ 変更の内容</p> <p>(ウ) 1・4・1号西寺井三重線 都市計画を定める土地の区域の変更 追加する部分 早津江川右岸(6K100m付近)並びに佐賀市諸富町大字為重字茂佐衛門、字上下分及び字三重分並びに佐賀郡川副町大字早津江字二本松</p> <p>(イ) 1・4・2号下古賀嘉瀬町線 都市計画を定める土地の区域の変更 追加する部分 佐賀市本庄町大字鹿子字四本谷、字鹿子下、字一本杉及び字二本柳並びに西与賀大字高太郎字高太郎二、字船津、字高太郎一、字高太郎五、字二本杉、字四本柳、字船小屋及び字三本杉並びに嘉瀬町大字中原字五本黒木籠、字四本黒木籠及び字三本谷籠並びに大字十五字一本谷籠並びに佐賀郡東与賀町大字下古賀字一本杉、字二本榎、字一本榎及び字美久並びに大字飯盛字</p>	<p>一本榎</p> <p>(2) 決定</p> <p>ア 決定の対象とする都市施設 川副都市計画における道路</p> <p>イ 決定の対象とする道路 1・4・1号福富南里線</p> <p>ウ 決定の内容 1・4・1号福富南里線 都市計画を定める土地の区域の決定 決定する部分 佐賀郡川副町大字福富字一本松、字二本松、字三本松、字二本黒木、字二本谷及び字米納津並びに大字南里字三本松、字三本谷、字二本柳、字四本谷、字二本榎、字三本榎及び字四本柳</p> <p>4 都市計画案の縦覧場所</p> <p>(1) 1・4・1号西寺井三重線</p> <p>ア 縦覧場所 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀市建設部都市政策課及び佐賀市諸富支所建設課</p> <p>イ 縦覧期間 平成18年4月10日(月)まで</p> <p>(2) 1・4・2号下古賀嘉瀬町線</p> <p>ア 縦覧場所 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀市建設部都市政策課、佐賀市諸富支所建設課及び東与賀町建設下水道課</p> <p>イ 縦覧期間 平成18年4月10日(月)まで</p> <p>(3) 1・4・1号福富南里線</p>
---	---

<p>ア 縦覧場所 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課及び川副町建設下水道課</p> <p>イ 縦覧期間 平成18年4月10日(月)まで</p> <p>5 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成18年4月10日(月)までに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した書面(公述申出書)を佐賀県知事に提出してください。</p> <p>6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課 佐賀市城内一丁目1番59号(電話0952-25-7159)</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備)西多久地区(船山換地区)の換地計画に基づき、平成18年2月28日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。 平成18年3月22日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備)西多久地区(板屋上換地区)の換地計画に基づき、平成18年2月28日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。 平成18年3月22日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備)西多久地区(平山換地区)の換地</p>	<p>計画に基づき、平成18年2月28日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。 平成18年3月22日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備)西多久地区(谷換地区)の換地計画に基づき、平成18年2月28日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。 平成18年3月22日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備)西多久地区(山口換地区)の換地計画に基づき、平成18年2月28日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。 平成18年3月22日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>平成12年3月31日県営土地改良事業(一般農道整備)波戸地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。 平成18年3月22日 佐賀県知事 古 川 康</p>
---	---

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第六号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十八年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成十八年三月二十四日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

- (一) 市町村選挙の結果について
- (二) その他

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定による平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者福岡資麿の選挙運動に関する収支報告書について、出納責任者柴岩伸徳から平成18年2月28日に訂正の報告があったので、平成17年12月6日付け佐賀県公報で公表した衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成18年3月22日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

平成17年9月26日第1回報告分の別紙中「自由民主党本部」を「自由民主党佐賀県第一選挙区支部」に改める。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月二十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷